

第360回（定例）県議会提出予定議案件名一覧

（条例案件）

- 1 個人情報の保護に関する法律施行条例
- 2 情報公開・個人情報保護審議会条例

（その他案件）

- 1 当せん金付証票の発売
- 2 阪神高速道路株式会社が行う兵庫県道高速大阪池田線等の事業の変更についての同意
- 3 兵庫県道路公社が行う遠阪トンネル有料道路の事業の変更についての同意
- 4 兵庫県道路公社が行う播但連絡有料道路及び播但連絡有料道路（2期）の事業の変更についての同意
- 5 県立総合射撃場（仮称）整備事業 敷地造成・整備工事請負契約の変更
- 6 主要地方道加古川小野線東播磨道北工区宗佐第4高架橋上部工事請負契約の変更
- 7 主要地方道豊岡竹野線城崎大橋橋梁下部工工事請負契約の変更
- 8 主要地方道加古川小野線東播磨道北工区宗佐第5、第6、第7高架橋上部工事請負契約の締結
- 9 県営尼崎西昆陽住宅建築工事請負契約の締結
- 10 公の施設の指定管理者の指定（兵庫県立先端科学技術支援センター）
- 11 公の施設の指定管理者の指定（兵庫県立尼崎の森中央緑地スポーツ健康増進施設）
- 12 公の施設の指定管理者の指定（兵庫県立淡路佐野運動公園）
- 13 公の施設の指定管理者の指定（兵庫県営住宅（神戸地区（西区・明舞地区を除く）））
- 14 公の施設の指定管理者の指定（兵庫県営住宅（阪神南地区（尼崎市・西宮市・芦屋市）））

令和 4 年 12 月 (定 例)

第360回兵庫県議会提出議案関係資料 (その 1)

(条 例 等 関 係)

兵 庫 県

目 次

總 務 關 係	5
產 業 勞 働 關 係	12
農 政 環 境 關 係	13
建 設 關 係	14

第95号議案 個人情報保護に関する法律施行条例

1 制定の理由

- (1) 県では、個人情報の保護に関する条例において、個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的事項を定めるとともに、県が保有する個人情報の開示等を求める権利について明らかにし、個人の権利利益の保護を図っている。
- (2) このたび、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）の一部改正により、地方公共団体及び地方独立行政法人についても法の規定が適用されることに伴い、条例に委任された事項その他の法の施行に関して必要な事項を定めるため、この条例を制定しようとする。

2 制定の概要

(1) 趣旨（第1条関係）

個人情報保護に関する法律施行条例（以下「施行条例」という。）の趣旨を定める。

(2) 用語（第2条関係）

施行条例において使用する用語は、法において使用する用語の例によるものとする。

(3) 本人の数が政令で定める数に満たない個人情報ファイルに係る帳簿（第3条関係）

ア 県の機関（議会を除く。以下同じ。）及び兵庫県公立大学法人（以下「実施機関等」という。）は、実施機関等の規則（規程を含む。以下同じ。）で定めるところにより、当該実施機関等が保有している本人の数が個人情報の保護に関する法律施行令に定める数に満たない個人情報ファイルについて、必要な事項を記載した帳簿（以下「条例個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならないものとする。

イ 個人情報ファイル簿に係る法の規定は、条例個人情報ファイル簿について準用するものとする。

(4) 開示決定等の期限（第4条関係）

ア 開示決定等は、開示請求があった日から15日以内（法：30日以内）にしなければならないものとする。ただし、補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しないものとする。

イ アにかかわらず、実施機関等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、アの期間を30日以内に限り延長することができるものとする。

(5) 開示決定等の期限の特例（第5条関係）

開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内（法：60日以内）にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生

ずるおそれがある場合には、(4)にかかわらず、実施機関等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りるものとする。

(6) 開示請求に係る手数料（第6条関係）

法の規定により開示請求をする者が納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

(7) 費用の負担（第7条関係）

開示請求をして、地方公共団体等行政文書の写しの交付を受けるものは、写しの作成（これらに準ずるものとして実施機関等の規則で定めるものを含む。）に要する費用を負担しなければならないものとする。

(8) 交付済の保有個人情報の内容についての訂正請求（第8条関係）

法令、条例又は実施機関等の定める規則により保有個人情報の内容が免許証、許可証、通知書その他の書類に記載され、これらが既に保有個人情報の本人に交付されている場合には、これらの保有個人情報を開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報とみなして、訂正請求に係る法の規定を適用するものとする。

(9) 審査請求に係る諮問（第9条関係）

開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関等は、当該審査請求が不適法であり却下する場合等を除き、情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問しなければならないものとする。

(10) 審議会の調査権限（第10条関係）

ア 審議会は、必要があると認めるときは、(9)により審議会に諮問をした実施機関等（以下「諮問庁」という。）に対し、保有個人情報の提示を求めることができるものとする。

イ 審議会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審議会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができるものとする。

ウ 諮問庁は、審議会からア又はイによる求めがあったときは、これを拒んではならないものとする。

(11) 委員による調査手続（第11条関係）

審議会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、(10)アにより提示された保有個人情報について閲覧（当該保有個人情報が電磁的記録である場合にあっては、これに準ずる行為）をさせることができるものとする。

(12) 調査審議手続の非公開（第12条関係）

審議会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しないものとする。

(13) 行政機関等匿名加工情報の利用に関する提案に係る諮問（第13条関係）

ア 法に規定する行政機関等匿名加工情報の利用に関する提案があったときは、当該提案に対する審査をすべき実施機関等は、当該提案が法に定める基準に適合しない場合を除き、審議会に諮問しなければならないものとする。

イ (10)から(12)までは、アの諮問に係る調査審議について準用するものとする。

(14) 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料を定める（第14条関係）

(15) 個人情報の適正な取扱いを確保するための諮問（第15条関係）

県の機関は、次に掲げる事項について、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要があると認めるときは、審議会に諮問することができるものとする。

ア 施行条例の規定の改廃に関する事項

イ 保有個人情報の安全管理のために講ずる措置に関する事項

ウ ア及びイに掲げるもののほか、県の機関における個人情報の取扱いについての細則に関する事項

(16) 秘密を守る義務（第16条関係）

審議会の委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならないものとする。その職を退いた後も同様とする。

(17) 法の施行の状況の公表（第17条関係）

知事は、毎年度、実施機関等における法の施行の状況を公表するものとする。

(18) 補則（第18条関係）

施行条例の施行に関して必要な事項は、実施機関等の規則で定めるものとする。

(19) 罰則（第19条関係）

(16)に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処するものとする。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和5年4月1日

(2) 条例個人情報ファイル簿に関する経過措置

2(3)による条例個人情報ファイル簿の作成及び公表については、実施機関等は、施行条例の施行の日から起算して1年を経過する日までにこれらの措置を講じなければならないものとする。

(3) 旧条例の廃止

個人情報の保護に関する条例は、廃止する。

(4) 旧条例の廃止に伴う経過措置

(3)に伴い、必要な経過措置を設ける。

(5) 情報公開条例の一部改正

行政機関等匿名加工情報等を公文書の公開請求に係る非公開情報とする（第6条関係）。

(6) 本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例の一部改正

規定の整備を行う（第9条関係）。

第96号議案 情報公開・個人情報保護審議会条例

1 制定の理由

- (1) 個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）の一部改正により、地方公共団体及び地方独立行政法人（以下「地方公共団体等」という。）についても個人情報保護法の規定が適用され、地方公共団体等に対する個人情報の開示請求等に係る審査請求（(2)において「審査請求」という。）については、行政不服審査法の規定により地方公共団体に置かれる機関（以下「行審法の諮問機関」という。）への諮問を要することとされた。
- (2) 県では、個人情報の保護に関する条例に基づく審査請求について調査審議する情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）が、行審法の諮問機関として個人情報保護法に基づく審査請求について引き続き調査審議することとし、行審法の諮問機関は、行政不服審査法の規定により組織及び運営に関する事項を条例で定めるものとされていることから、審議会の組織及び運営に関して必要な事項を定めるため、この条例を制定しようとする。

2 制定の概要

(1) 趣旨（第1条関係）

情報公開・個人情報保護審議会条例の趣旨を定める。

(2) 所掌事務（第2条関係）

ア 審議会は、情報公開条例に規定する実施機関等（以下「情報公開実施機関等」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議するものとする。

(ア) 情報公開条例に規定する公開決定等又は公開請求に係る不作為についての審査請求に関すること。

(イ) 情報公開制度の運営及び改善に関する重要事項に関すること。

イ 審議会は、個人情報の保護に関する法律施行条例（以下「個人情報保護法施行条例」という。）に規定する実施機関等（以下「個人情報保護実施機関等」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議するものとする。

(ア) 個人情報保護法に規定する開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求に関すること。

(イ) 個人情報保護法に規定する行政機関等匿名加工情報の利用に関する提案に対する審査に関すること。

(ウ) 個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認められるものとして個人情報保護法施行条例で定める事項

(エ) 特定個人情報保護評価に関する規則の規定により意見を聴くこととされた事項

ウ 審議会は、ア(ア)及び(イ)に掲げる事項に関して必要と認める事項にあつては情報公開実施

機関等に、イ(ア)から(イ)までに掲げる事項に関して必要と認める事項にあつては個人情報保護実施機関等に建議することができるものとする。

(3) 組織（第3条関係）

審議会は、委員10人以内で組織するものとする。

(4) 委員（第4条関係）

ア 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が委嘱するものとする。

イ 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

ウ 委員は、再任されることができるものとする。

(5) 会長及び副会長（第5条関係）

ア 審議会に、会長及び副会長を置くものとする。

イ 会長及び副会長は、委員の互選によって定めるものとする。

ウ 会長は、会務を総理し、審議会を代表するものとする。

エ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理するものとする。

オ 会長及び副会長とともに事故があるとき、又は会長及び副会長がともに欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、会長の職務を代理するものとする。

(6) 会議（第6条関係）

ア 審議会は、会長が招集するものとする。

イ 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができないものとする。

ウ 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによるものとする。

(7) 部会（第7条関係）

ア 審議会に、その所掌事務を分掌させるために、部会を置くことができるものとする。

イ 部会に属すべき委員は、会長が指名するものとする。

ウ 部会に、部会長を置くものとする。

エ 部会長は、部会に属する委員のうちから、会長が指名するものとする。

オ 部会長の職務及び部会の会議については、(5)ウ及び(6)を準用するものとする。

カ 審議会は、部会の議決をもって、審議会の議決とすることができるものとする。

(8) 補則（第8条関係）

この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、審議会が定めるものとする。

3 施行期日

令和5年4月1日

第97号議案 当せん金付証票の発売

当せん金付証票（宝くじ）の令和5年度の発売金額を次の範囲内としようとする。

発売金額 35,000,000千円

産 業 労 働 関 係

第106号議案 公の施設の指定管理者の指定

公の施設の指定管理者を次のとおり指定しようとする。

名 称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
兵庫県立先端科学技術 支援センター	神戸市中央区海岸通6番地 国際ライフパートナー株式会社 代表取締役 <small>あらや あきひこ</small> 荒谷 明彦	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで
	〔指定理由〕 (1) デジタル技術の導入や宿泊予約サイトの活用、新聞社との連携による積極的な広報活動やレストランの充実など、ニーズや課題を的確に把握した上での事業提案である。 (2) 宿泊施設を含む類似の指定管理施設の運営実績があり、適切な管理運営が期待できる。	

農 政 環 境 関 係

第101号議案 県立総合射撃場（仮称）整備事業 敷地造成・整備工事請負契約の変更

第355回兵庫県議会において議決のあった、第135号議案 県立総合射撃場（仮称）整備事業 敷地造成・整備工事に係る請負契約を次のとおり変更しようとする。

1 工事名

県立総合射撃場（仮称）整備事業 敷地造成・整備工事

2 契約金額の変更

すでに議決のあった金額	今回変更しようとする金額	増 額
1,756,480,000円	1,936,460,900円	179,980,900円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
159,680,000円	176,041,900円	16,361,900円

3 契約の相手方

神戸市中央区栄町通4丁目1-11

とびしま ふくい
飛島・福井特別共同企業体

（代表者）

とびしま
飛島建設株式会社

つじの まさひろ
所長 辻野 雅敬

（構成員）

ふくい
福井建設株式会社

ふくい みきお
代表取締役 福井 美樹男

4 変更の理由

- ・ 上下水道及び電線管等のインフラ工事を追加する。
- ・ 銃弾が飛ぶ範囲を制限するため、防弾ネット・防弾壁を追加する。
- ・ 想定以上にため池のヘドロが堆積していたため、地盤改良工事を増工する。
- ・ 鉛対策の効果に差異がないことが判明したため、コンクリート吹付をモルタル吹付に変更する。
- ・ 法面の浸食防止にモルタル吹付が有効と認められたため、法面排水路を取りやめる。

建 設 関 係

第98号議案 阪神高速道路株式会社が行う兵庫県道高速大阪池田線等の事業の変更についての同意

阪神高速道路(兵庫県道高速大阪池田線等)において、障害者割引の要件緩和等を行うにあたり、阪神高速道路株式会社から事業変更の同意申請があったことについて同意しようとする。

1 事業変更の概要

阪神高速道路株式会社が道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第3条の規定により国土交通大臣の許可を受けた事項のうち、料金の額及びその徴収期間を次のとおり変更する。

(1) 障害者割引の要件緩和等

障害者本人が運転又は重度障害者が同乗する、登録自動車以外の自動車(代車、レンタカー、タクシー等)を障害者割引の対象とするため、次のとおり変更する。

項 目	現 行	変 更 後
割引を適用する自動車	事前登録した自動車のみ	事前登録した自動車に加え、会社が別に定める自動車 ¹ 1 「有料道路における障害者割引措置実施要領(以下「要領」という。)」において、障害者自らが運転または重度の障害者が同乗する事前登録した自動車以外の自動車に割引を適用することを規定
事前登録した自動車以外の自動車がETC無線通行する場合の通行方法	-	会社が別に定める方法 ² 2 要領において、料金所で料金所係員に手帳を呈示し、障害者手帳の記載事項等の確認を受けたうえで通行することを規定(ETCレーンを通行した場合やETC限定で通行できるスマートインターチェンジを使用した場合は割引対象外となる)
実施期日	-	阪神高速道路株式会社が別に定める日から実施し、それまでの間は従前のとおりとする。

(2) その他

特別の措置の適用期日を終えた料金に関する記載の削除等、所要の変更を行う。

第99号議案 兵庫県道路公社が行う遠阪トンネル有料道路の事業の変更についての同意

遠阪トンネル有料道路において、障害者割引の要件緩和等を行うにあたり、兵庫県道路公社から事業変更の同意申請があったことについて同意しようとする。

1 事業変更の概要

兵庫県道路公社が道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第10条第4項の規定により国土交通大臣の許可を受けた事項のうち、料金の額を次のとおり変更する。

(1) 障害者割引の要件緩和等

障害者本人が運転又は重度障害者が同乗する、登録自動車以外の自動車（代車、レンタカー、タクシー等）を障害者割引の対象とするため、次のとおり変更する。

項目	現 行	変 更 後
割引を適用する自動車	事前登録した自動車のみ	事前登録した自動車に加え、兵庫県道路公社が別に定める自動車 ¹ 1 「有料道路における障害者割引措置実施要領（以下「要領」という。）」において、障害者自らが運転または重度の障害者が同乗する事前登録した自動車以外の自動車に割引を適用することを規定
事前登録した自動車以外の自動車がETC無線通行する場合の通行方法	-	兵庫県道路公社が別に定める方法 ² 2 要領において、料金所で料金所係員に手帳を呈示し、障害者手帳の記載事項等の確認を受けたうえで通行することを規定（ETCレーンを通行した場合やETC限定で通行できるスマートインターチェンジを使用した場合は割引対象外となる）
実施期日	-	兵庫県道路公社が別に定める日から実施し、それまでの間は従前のとおりとする。

(2) その他

サービス終了のため、「ハイカ・前払」残高管理サービスに係る割引の記載を削除する。

第100号議案 兵庫県道路公社が行う播但連絡有料道路及び播但連絡有料道路（2期）の事業の変更についての同意

播但連絡有料道路及び播但連絡有料道路（2期）において、障害者割引の要件緩和等を行うにあたり、兵庫県道路公社から事業変更の同意申請があったことについて同意しようとする。

1 事業変更の概要

兵庫県道路公社が道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第11条第4項の規定により国土交通大臣の許可を受けた事項のうち、料金の額を次のとおり変更する。

(1) 障害者割引の要件緩和等

障害者本人が運転又は重度障害者が同乗する、登録自動車以外の自動車（代車、レンタカー、タクシー等）を障害者割引の対象とするため、次のとおり変更する。

項目	現 行	変 更 後
割引を適用する自動車	事前登録した自動車のみ	事前登録した自動車に加え、兵庫県道路公社が別に定める自動車 ¹ 1 「有料道路における障害者割引措置実施要領（以下「要領」という。）」において、障害者自らが運転または重度の障害者が同乗する事前登録した自動車以外の自動車に割引を適用することを規定
事前登録した自動車以外の自動車がETC無線通行する場合の通行方法	-	兵庫県道路公社が別に定める方法 ² 2 要領において、料金所で料金所係員に手帳を呈示し、障害者手帳の記載事項等の確認を受けたうえで通行することを規定（ETCレーンを通じた場合やETC限定で通行できるスマートインターチェンジを使用した場合は割引対象外となる）
実施期日	-	兵庫県道路公社が別に定める日から実施し、それまでの間は従前のとおりとする。

(2) その他

サービス終了のため、「ハイカ・前払」残高管理サービスに係る割引の記載を削除する。

第102号議案 主要地方道加古川小野線東播磨道北工区宗佐第4高架橋上部 工事請負契約の変更

第358回兵庫県議会において議決のあった、第71号議案 主要地方道加古川小野線東播磨道北工区宗佐第4高架橋上部工事に係る請負契約を次のとおり変更しようとする。

1 工事名

主要地方道加古川小野線東播磨道北工区宗佐第4高架橋上部工事

2 契約金額の変更

すでに議決のあった金額	今回変更しようとする金額	増 額
537,790,000円	542,449,600円	4,659,600円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
48,890,000円	49,313,600円	423,600円

3 契約の相手方

神戸市中央区海岸通3番

川田建設株式会社神戸営業所

所長 竹之熊 邦志

4 変更の理由

「令和4年3月適用の公共工事設計労務単価等の運用に係る特例措置について」（令和4年2月24日県土整備部長通知）の運用に基づき、契約金額を増額する

第103号議案 主要地方道豊岡竹野線城崎大橋橋梁下部工工事請負契約の変更

第358回兵庫県議会において議決のあった、第72号議案 主要地方道豊岡竹野線城崎大橋橋梁下部工工事に係る請負契約を次のとおり変更しようとする。

1 工事名

主要地方道豊岡竹野線城崎大橋橋梁下部工工事

2 契約金額の変更

すでに議決のあった金額	今回変更しようとする金額	増 額
1,325,500,000円	1,342,309,100円	16,809,100円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
120,500,000円	122,028,100円	1,528,100円

3 契約の相手方

ことぶきちよう
豊岡市 寿 町 11番35号
かわしま なかがわ
川嶋・中川特別共同企業体

(代表者)

かわしま
株式会社川嶋建設
代表取締役社長 かわしま みのる 川嶋 実

(構成員)

なかがわ
株式会社中川工務店
代表取締役 なかがわ かずひさ 中川 和久

4 変更の理由

「令和4年3月適用の公共工事設計労務単価等の運用に係る特例措置について」(令和4年2月24日県土整備部長通知)の運用に基づき、契約金額を増額する

第104号議案 主要地方道加古川小野線東播磨道北工区宗佐第5、第6、第7高架橋上部工事請負契約の締結

主要地方道加古川小野線東播磨道北工区宗佐第5、第6、第7高架橋上部工事に係る請負契約を次のとおり締結しようとする。

1 工事名

主要地方道加古川小野線東播磨道北工区宗佐第5、第6、第7高架橋上部工事

2 契約金額

1,479,500,000円

3 契約の相手方

神戸市中央区小野柄通三丁目2番22号

三井住友・オカモト特別共同企業体

(代表者)

三井住友建設株式会社神戸営業所

所長 青木 良道

(構成員)

株式会社オカモト・コンストラクション・システム

代表取締役 岡本 征夫

4 工事の概要

(1) 施工場所

加古川市八幡町宗佐

(2) 工事内容

コンクリート橋

橋長 L=404.25m 幅員 W=7.0(12.00)m

(3) 工期

令和6年10月31日限り

5 入札の状況

(1) 入札方式

公募型一般競争入札(総合評価落札方式)

価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定

(2) 入札参加者数

4者

(3) 最低入札金額

1,479,500,000円

(4) 最高入札金額

1,617,000,000円

第105号議案 に し こ や 県営尼崎西昆陽住宅建築工事請負契約の締結

に し こ や
県営尼崎西昆陽住宅建築工事に係る請負契約を次のとおり締結しようとする。

1 工事名

に し こ や
県営尼崎西昆陽住宅建築工事

2 契約金額

885,500,000円

3 契約の相手方

神戸市長田区西尻池町二丁目3番30号

みなと
湊建設工業株式会社

代表取締役 ふじもと よしひろ
藤本 義博

4 工事の概要

(1) 施工場所

に し こ や
尼崎市西昆陽一丁目24

(2) 工事内容

住 棟：鉄筋コンクリート造 8階建（一部5階建） 1棟

延べ面積：4,115.87 m²

(3) 工期

令和6年9月27日限り

5 入札の状況

(1) 入札方式

公募型一般競争入札（価格競争方式）

(2) 入札参加者数

6者

(3) 最低入札金額

885,500,000円

(4) 最高入札金額

1,043,900,000円

第107～110号議案 公の施設の指定管理者の指定

公の施設の指定管理者を次のとおり指定しようとする。

名 称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
兵庫県立尼崎の森中央 緑地スポーツ健康増進 施設	兵庫県芦屋市船戸町4-1 ラポルテ本館6F セントラルスポーツグループ (代表者) セントラルスポーツ株式会社 代表取締役 <small>ごとう せいじ</small> 後藤 聖治 (構成員) ・株式会社明治スポーツプラザ 代表取締役 <small>ごとう せいじ</small> 後藤 聖治 ・コーエイ株式会社 代表取締役 <small>せきぐち のりあき</small> 関口 典明	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで
	〔指定理由〕 (1) 類似運動施設の豊富な管理運営実績を踏まえた提案内容である。 維持管理業務において、早期発見、早期対応を基本とする保守管理 を実施し、利用に支障をきたさない計画が示されている。 (2) 運営管理においても、高齢者から子育て世代まで多世代を対象と した運動プログラムや多様なイベント展開、競技力の向上に寄与す る新たな大会の誘致等の提案が見られた。 (3) 特色ある提案として、民間投資による新たな施設整備等は、利用 の低迷している施設に代わる魅力づくりやオフシーズンの利活用 など、利用形態を多様化させ新たな需要を創出し、利用者の増加に つながる優れた管理運営の展開が期待できる。	
兵庫県立淡路佐野運動 公園	明石市明石公園1番27号 兵庫県園芸・公園協会・ミズノ共同体 (代表者) 公益財団法人兵庫県園芸・公園協会 理事長 <small>いとう ひろふみ</small> 伊藤 裕文 (構成員) 美津濃株式会社 代表取締役社長 <small>みずの あきと</small> 水野 明人	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで

	<p>〔指定理由〕</p> <p>(1) 現指定管理者としての管理運営実績を踏まえた提案内容であり、本公園の設置目的を理解し、良好な維持管理を実施していく内容を備えている。</p> <p>(2) 各種プログラムの実施によって、女性や障害者など新たな利用者を開拓していく取組みの提案がなされており、これまで以上に魅力ある管理運営の展開が期待できる。</p>	
兵庫県営住宅（神戸地区（西区・明舞地区を除く））	<p>神戸市中央区脇浜町二丁目8番20号</p> <p>TC神鋼不動産サービス株式会社</p> <p>代表取締役社長 <small>まつむら</small> 松村 <small>かつのり</small> 勝教</p>	<p>令和5年4月1日から</p> <p>令和10年3月31日まで</p>
	<p>〔指定理由〕</p> <p>(1) 管理業務水準書を上回る高齢者見守りサポート、課題を抱える妊産婦へのきめ細やかな対応、集会所を活用し福祉・医療系大学と連携したフレイル予防体操や健康相談の実施など、住民サービスの向上や社会的課題の解決、地域コミュニティの活性化に寄与する提案となっている。</p> <p>(2) 家賃と共益費の一括徴収への体制整備や入居辞退理由の分析結果を踏まえた入居率向上に向けた提案など、県が抱える課題を踏まえた適切な提案となっている。</p>	
兵庫県営住宅（阪神南地区（尼崎市・西宮市・芦屋市））	<p>東京都世田谷区用賀四丁目10番1号</p> <p>株式会社東急コミュニティー</p> <p>代表取締役社長 <small>きむら</small> 木村 <small>しょうへい</small> 昌平</p>	<p>令和5年4月1日から</p> <p>令和10年3月31日まで</p>
	<p>〔指定理由〕</p> <p>(1) 管理業務水準書を上回る高齢者見守りサポート、外部講師を招いた健康フレイル予防体操の開催、健康相談ダイヤルの活用など、住民サービスの向上や社会的課題の解決に寄与する提案となっている。</p> <p>(2) 集会所への自動販売機やフリーWi-Fiの無料設置など、コロナ禍にありながら積極的に地域コミュニティの活性化に取り組む工夫が検討されている。</p>	

質 疑 ・ 質 問 順

(第 3 6 0 回 定 例 会)

月 日 / 区 分		順 序		1	2	3	4	5
		1	2	3	4	5		
第 1 日 12 月 6 日 (火)	代 表 質 問	(自 民 党)	(自 民 兵 庫)	(ひ ょ う ご 県 民 連 合)	(公 明 党 ・ 県 民 会 議)			
第 2 日 12 月 7 日 (水)	一 般 質 問	(自 民 党)	(自 民 兵 庫)	(ひ ょ う ご 県 民 連 合)	(公 明 党 ・ 県 民 会 議)	(自 民 党)		
第 3 日 12 月 8 日 (木)	一 般 質 問	(自 民 党)	(自 民 兵 庫)	(公 明 党 ・ 県 民 会 議)	(維 新 の 会)	(自 民 党)		

※ 一般質問については試案

現行タブレット端末機の扱いについて

現行タブレット端末機（iPad）のリースを 1 年延長

- 現行タブレット端末機（iPad）は令和 5 年度の更新を予定していたが、令和 6 年度に予定する議員 PC の更新時期と合わせるため、リース期間を 1 年延長（3 年→4 年）する。
- 令和 6 年度以降の端末機については、議員 PC とペーパーレス用端末機の統合の可否も検討した上で、機能、スペック、使いやすさを考慮して機種・画面サイズ等を決定する。

1 これまでの検討状況等

（1）「会議のペーパーレス化検討小委員会（R4.3.22）」での検討結果

- 次期ペーパーレス会議システムについて、セキュリティを確保の上、クラウド化し、スマートディスカッションを継続して使用する方針に決定
- タブレット機種については各会派で意見が分かれ、継続検討

（2）議会改革検証委員会「ペーパーレス化の検討」での各会派からの意見

- プリンタの選択を可能にする。（公明）
→ iPad では技術的に限界、Windows 端末であれば可能
- タブレット機能の強化を図るべき。（維新）
→ 現場のスペック、使い勝手等の検証が必要（公明）
→ 使いやすいようにするために具体的に検討（共産）
- タブレットと議員 PC の統合（自民）
→ 事務作業やプリンタ選択のことを考慮すると Windows 端末も考えられる。議員 PC の更新時期（令和 6 年度）と合わせる必要がある。

（3）当局における動き

当局職員用の共通 PC は、令和 6 年度の地方機関の更新からモバイル PC を導入していく方向で検討がなされている。（企画部デジタル改革課）

危機発生時における議会の対応に関する申し合わせ

(平成25年5月7日議会運営委員会確認)

(平成28年6月13日一部改正)

(平成31年3月18日一部改正)

(令和元年12月11日一部改正)

県内において危機が発生し、又は発生するおそれがある場合に備え、議会が迅速かつ的確に対応できるよう、下記のとおり申し合わせを行う。

記

1 この申し合わせにおける危機発生事案とは次の場合をいう。

県民及び滞在者の生命、身体又は財産に直接的かつ重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態が発生した場合で、議長が議会としての対応が必要と認めたもの。

2 安否情報の確認等

- (1) 議長は、危機の発生状況に応じて、危機発生地区選出の議員の安否及び罹災状況等を電話、FAX、電子メール、県議会連絡サイト等により確認する。
- (2) 議員は、危機の発生状況や必要性に応じて、それぞれの地域における被害状況等の把握、災害救援活動等に努めるとともに、把握した被害状況等に関する情報の議長への報告に努めるものとする。

3 情報等の一元化

- (1) 議長は危機発生事案に関する情報を収集、一元化し、電子メール等により必要に応じて議員へ提供する。
- (2) 議員が危機発生事案に関して、当局に対する照会、情報提供、要望等を行う場合には、原則として議長が集約し、一元的に行うものとする。なお、議長はその状況等について、必要に応じて議員へ提供するものとする。

4 各会派代表者会議等の開催

- (1) 議長は、被害状況等諸事情を勘案し、今後の対応を協議する必要があると認めるときは、各会派代表者会議を開催する。
- (2) 各会派代表者会議では、次の事項を協議又は意見調整する。
 - ア 被害状況等の把握・分析
 - イ 議会運営委員会、正副常任委員長会議、関係常任委員会の開催
 - ウ 特別委員会の設置
 - エ 臨時議会の開催
 - オ 議員の安否、居所、被害状況等の把握 等
- (3) 各会派代表者会議で議会運営委員会又は関係常任委員会の開催が決定された場合には、議長は該当の委員会委員長に委員会の招集を要請する。

議会事務局における大規模災害発生時の対応について

大規模災害等の発生により、「兵庫県災害対策本部」が設置された場合、必要に応じて、議会事務局内に「兵庫県議会事務局対策部」（以下「対策部」という。）を設置する。

(1) 設置目的

- ①災害に関する情報の収集及び議員に対する情報提供
- ②議員及び職員の安否、被害状況等の把握
- ③議会の基本的な機能を維持し、議会としての対応を協議
- ④兵庫県災害対策本部との連携

(2) 設置基準

「兵庫県災害対策本部」が設置された場合に、被災地域、被害規模等を考慮し、議会事務局としての対応が必要と事務局長が認めた場合に「対策部」を設置する。併せて、事務局長は、職員の体制（1～3号体制）を決定する。

(3) 組織体制



(4) 職員出動基準

- 1号体制：総務課長、総務課副課長、秘書班長のうち2名
[2名] ※総務グループのみで対応
※他の7級以上職員は自宅待機
 - 2号体制：局長、次長（2名）
[10名] 総務課：課室長・副課長・秘書班長（4名）
議事課：課長・副課長、調査課：課長・副課長（4名）
※他の6級職員は自宅待機
 - 3号体制：局長、次長（2名）、課室長（4名）、副課長・7級班長（4名）、
[18名] 6級班長・主幹（8名） ※他職員は自宅待機
- ※対策部長（副部長）は、上記出動基準をもとに、災害の規模、被災の地域等を総合的に判断し、必要人員及び出動可能人員を見極め、出動を指示する。
- ※災害発生から時間が経過した場合は、必要に応じた体制に増員・減員する。
- ※災害対策本部から本部事務局又は各部の応援依頼がある場合は、自宅待機職員を当てる。

(5) 各班初動業務

担当グループ	役 割
総務グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正副議長の安否確認、被災状況の把握 ・ 議員（自由民主党、自民党兵庫）の安否確認、被災状況の把握※₁ ・ 総務課職員の安否確認、被災状況の把握 ・ 議員、事務局職員の安否、被災状況をとりまとめ、正副議長へ報告 ・ 議場、委員会室等議会関係施設の被災状況の把握、機器点検 ・ 兵庫県災害対策本部との連絡調整、情報収集 ・ 職員が自宅周辺や出勤途上で確認した被災状況等情報のとりまとめ ・ 対策部の運営、各グループとの連絡調整等 <p>[災害に関する必要情報の議員（自由民主党、自民党兵庫）への提供※₂]</p>
議事グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議員（公明党・県民会議）の安否確認、被災状況の把握※₁ ・ 議事課職員の安否確認、被災状況の把握 ・ 職員が自宅周辺や出勤途上で確認した被災状況等情報のとりまとめ ・ 各党派代表者会議等議会对応の協議 <p>[災害に関する必要情報の議員（公明党・県民会議）への提供※₂]</p>
調査グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議員（ひょうご県民連合、維新の会、日本共産党、無所属）の安否確認、被災状況の把握※₁ ・ 調査課、図書室職員の安否確認、被災状況の把握 ・ 職員が自宅周辺や出勤途上で確認した被災状況等情報のとりまとめ <p>[災害に関する必要情報の議員（ひょうご県民連合、維新の会、日本共産党、無所属）への提供※₂]</p>

※₁ 議員の安否確認等は、原則として危機発生地区の選出議員を対象とする（職員も同様）。

※₂ 全議員に対して、災害対策本部から記者発表資料がその都度メール又はFAX送信され、議会事務局へ同じ情報が提供される。

(6) その他（勤務時間外における職員の留意点等）

- ① 危機発生地区に居住または滞在している職員は、自らの被災状況等について、所属長へすみやかに報告（被災していない場合も）するとともに、自主防災組織等による人命救助活動等が実施されているときは、これに参加し、その旨を所属長に連絡すること。
- ② 居住地の周辺及び議会事務局に赴く途上の地域の被害状況等に注視し、これを随時、所属長に連絡すること。

(参考情報)

○「兵庫県災害対策本部設置要綱」における議会事務局の役割

県議会事務局及び人事委員会、監査委員及び労働委員会の事務局は、必要に応じて、本部長の指示に基づき、本部事務局又は各部の応援に当たる。

○「兵庫県地域防災計画」 災害対策本部設置基準

- 1 県内で震度 5 強以上の地震を観測したとき
- 2 県内で震度 5 弱以下の地震を観測し、又は県内に津波が発生した場合において、被害の状況等を勘案して、災害応急対策を実施するため特に必要があると認められるとき
- 3 「大津波」の津波警報が発表されたときなど、県内に大規模な津波の発生が予想され、災害応急対策に備えるため特に必要があると認められるとき
- 4 大規模地震対策特別措置法第 9 条に基づく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、県内の地域にもかなりの震度が予想され、災害応急対策に備えるため特に必要があると認められるとき
- 5 風水害等が発生し又はそのおそれがある場合において、その状況を勘案して、災害応急対策を実施するため又は災害応急対策に備えるため必要があると認められるとき
- 6 その他、不測の事態等により災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるとき

(参考情報)

○「兵庫県地域防災計画」 職員配備体制

災害対策本部が設置された場合、部局長、課室長は直ちに配備につく。

その他職員については、下記配備体制。

(地震災害対策)

	災 害 の 状 況	配 備 体 制
第1号配備	①大規模地震対策特別措置法第9条に基づく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、県内の地域にもかなりの震度が予想され、災害応急対策に備えるため、特に必要があると認められるとき ②県内で震度5弱以下の地震を観測し、又は県内に津波が発生し、 <u>小規模の被害が生じたとき</u>	所属人員のうちからあらかじめ定めた少数(概ね2割以内)の人員を配置し、主として情報の収集・伝達等に当たる体制
第2号配備	①県内で震度5弱以下の地震を観測し又は県内に津波が発生し、 <u>中規模の被害が生じたとき又は被害が中規模に拡大するおそれがあるとき</u> ②県内で震度5強又は震度6弱の地震を観測したとき(自動配備) ③「大津波」の津波警報が発表されたときなど、県内に <u>大規模な津波の発生が予想される</u> とき	所属人員のうちあらかじめ定めた概ね5割以内の人員を配備し、災害対策に当たる体制
第3号配備	①県内で地震を観測し又は地震が観測され県内に津波が発生し、 <u>大規模の被害が生じたとき又は被害が大規模に拡大するおそれがあるとき</u> ②県内で震度6強以上の地震を観測したとき(自動配備)	原則として所属人員全員を配備し、災害応急対策に万全を期して当たる体制

(風水害等対策)

	災 害 の 状 況	配 備 体 制
第1号配備	①県内に暴風警報、暴風雪警報、大雨警報、大雪警報、洪水警報、高潮警報のいずれかが発表され、又は水防指令第1号若しくは第2号が発令され、 <u>小規模の災害が生じるおそれがある</u> とき ②風水害等により <u>小規模の災害が生じた</u> とき	所属人員のうちからあらかじめ定めた少数(概ね2割以内)の人員を配置し、主として情報の収集・伝達等に当たる体制
第2号配備	①県内に暴風警報、暴風雪警報、大雨警報、大雪警報、洪水警報、高潮警報のいずれかが発表され、又は水防指令第3号が発令され、 <u>中規模の被害が生じるおそれがある</u> とき ②風水害等により <u>中規模の被害が生じた</u> とき	所属人員のうちあらかじめ定めた概ね5割以内の人員を配備し、災害対策に当たる体制
第3号配備	①県内に <u>大規模な被害が予想される</u> 気象情報が発表され、又は県内の <u>広範囲にわたり水防指令第3号が発令され、大規模の被害が生じるおそれがある</u> とき ②風水害等により <u>大規模の被害が生じた</u> とき	原則として所属人員全員を配備し、災害応急対策に万全を期して当たる体制

令和元年8月26日 議運での議長からの提案を受け、
同年10月1日議運において協議

震災25年を踏まえた危機管理に関する検討について

I 趣 旨

阪神・淡路大震災から25年の節目にあたり、危機発生時に議会が果たすべき役割及び初期行動について改めて確認し、その強化・充実を図る。

II 検討項目（案）

1 議会基本条例の改正

危機発生時における議会对応の基本方針を同条例に位置づけ、危機発生時における議会の対応についての基本的な考え方の明確化を図る。

《参考：他府県の規定項目例》

- ・災害時の議会の役割、体制整備
- ・災害に関する状況把握・調査 等

令和2年3月26日 改正済

2 申し合わせの再点検・徹底

令和元年12月11日 議運で協議決定 資料8
(議員への個別配付は未実施)

(1) 議員の危機発生時の初期行動要領「災害対応必須カード」の作成

《カード記載例》

- ・安否確認時に必要なメール、電話、Fax の連絡先
- ・議長による情報一元化の徹底

令和元年度より実施

(2) 訓練の実施

- ① 議員連絡サイトやクラウドメールを活用した安否確認、情報伝達等訓練
- ② 議場におけるシェイクアウト（ヘルメット着用）訓練

R5年2月定例会での実施を11月4日代表者会議で決定

3 議場等の安全確保

(1) 議場（議席、傍聴席など）にヘルメットの配備

令和2年6月定例会から配備済

(2) 新議会棟におけるセキュリティ対策の検討（県庁舎等再整備協議会）

再整備見直しにより一時休止

兵庫県議会危機発生時初期行動

1 議長が全議員に危機発生事案を連絡

■議員公用クラウドメールの受信を確認すること

2 各議員が安否・被害状況を議長へ報告

報告手段

※原則、手段①による

- ①安否・被害状況報告メールフォーム(県議会連絡サイト内)
- ②メール アドレス:jimukyoku@gikai.pref.hyogo.jp
- ③電話 078-362-3708、9403、9404
- ④FAX 078-362-3924、9031

安否災害情報 入力メールフォーム

報告内容

- ①議員氏名、②安否状況(負傷等)
- ③登庁可否、④自宅の被災状況等
- ⑤周辺の被災状況等

※①、②、③は必須

3 各議員がそれぞれの判断により、地域において被災状況等の把握と議長への報告、被災者支援等に努める

◎議員への情報提供

被害等情報は、議員公用クラウドメールへ、議長及び当局「災害警戒本部」、「災害対策本部」等から随時提供されることから、受信確認すること。

◎当局への照会・要望

原則、議長が一元的に実施する。個別に行わないこと。
 ※当局への照会や要望等があれば、上記 **報告手段** により、議長へ連絡すること

議員派遣決定報告書

令和4年11月24日

地方自治法第100条第13項及び兵庫県議会会議規則第131条第1項ただし書の規定により、議長において次のとおり議員の派遣を決定したので報告します。

決 定 日	令和4年10月28日
目 的	<p>県議会では、議員との政策議論を通じて若者の感性や発想を議会に反映させるとともに、県議会が生きた教育の場となり、若者の今後の実習・実践に活かしていただくことをめざして、県内の大学ゼミを対象に、大学からの申込みに基づく「県議会サテライトゼミ」の受け入れを行っている。</p> <p>正副議長、議会運営委員長、関係する常任委員会委員長、各会派政務調査会長等がゼミに出席し、若者との意見交換等を行い、今後の議会活動に生かすことを目的とする。</p>
場 所	神戸市中央区
期 間	令和4年11月28日
その他必要事項 (派遣議員名)	(自由民主党) 北口 寛人 (自民党兵庫) 五島 壮一郎 (ひょうご県民連合) 黒田 一美 (公明党・県民会議) 島山 清史 (共産党) きだ 結 (維新の会) 齋藤 真大